

つくば市立竹園東中学校部活動運営方針

1 基本的な考え

- (1) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として実施され、生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与している。しかし、生徒の希望する部活動がない、専門的な技術指導を受けることができない事例が増加している。また、勝利至上主義への傾倒などにより、生徒が心身に疲労を蓄積させる要因ともなっている。一方、顧問教員の献身的な勤務に依存して成り立ってきたという側面が否めず、結果として、教員が休養を十分にとることができない状況も見られる。これらの状況を改善するために、本校の教育目標に基づき、本方針を策定する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

①活動時間の上限の遵守

- ・平日は2時間、休日は3時間を上限とする。(練習試合や大会等の当日を除く)
- ・上限の範囲内で可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間(準備、片付け、休憩時間、移動時間を含まない)を設定する。
- ・休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振替える。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。
- ・長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定する。

②始業前の活動の禁止

- ・生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、学校生活に支障がないようにするため始業前の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。

③休養日の設定

- ・次のとおり、週当たり3日以上休養日を設けることを基本とする。

平日	休日(土・日)	週計
2日以上	1日以上	3日以上

加えて、原則として定期テスト前4日間及びテスト当日を休養日とする。

- ・3連休の場合は1日を従来通り休日とする。その際、週当たりの活動時間が合計11時間を限度とするよう計画を立てる。
- ・大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、原則として別の休日に休養日を振替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。振替の設定時期については、連続で活動した直近の休日であることが望ましいが、公式大会等の期間中などである場合、大会終了後に振り替えることも可とする。
- ・長期休業中においても、表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。原則として、夏季休業中は8月13日から16日までの4日間と、冬季休業中は12月29日から1月4日までの7日間を休養日とする。また、夏季休業中の活動日は20日以内とする。ただし、関東大会・全国大会等に出場する場合には、校長の指導の下、適切に行うものとする。

（2）学校単位で参加する大会等の見直し

- ①大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について、精選する。参加する大会数は、総合体育大会・新人体育大会を含め、1か月当たり1大会程度とする。
- ②参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成する。
（文化部におけるコンクールや作品展等についても同様）

3 適切な運営のための体制整備

（1）生徒による主体的な企画・運営の導入

- ①部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意である。また、部に所属する生徒は所属する部活動に参加することを原則とする。
- ②部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

（2）合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ①リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組
 - ・運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

- ・文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

②熱中症の防止

- ・生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。
- ・高温や多湿時においては、大会や練習試合、練習については延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。やむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

③事故、体罰、ハラスメントの防止

- ・生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防等)、事故防止(活動場所における施設等の点検、雷雨などの天候等)及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- ①本運営方針等を踏まえ、保護者との連携を図り、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。
- ②本運営方針、月間活動計画、月間活動実績を学校ホームページ等へ掲載し公表する。
- ③本運営方針は、県運営方針及び市運営方針に則り、毎年度策定する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ①生徒のニーズを踏まえた部活動の設置を考慮する。
- ②活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。
- ③学校の実情に応じ、部活動指導員や外部コーチ等の積極的な活用を図るものとする。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選する。

6 備考

文化部についても、本方針に準じた取り扱いとする。